

かまくらシティ 議会だより

平成13年2月1日 第172号

鎌倉市議会

鎌倉市御成町18番10号
電話0467(23)3000

<http://www.city.kamakura.kanagawa.jp/gikai/index.htm>

編集発行
議会報編集委員会



十二月定例会風景
議員の定数については既に議会運営検討会(以下、検討会)で検討項目になっていることなどから、委員会は議案を継続審査としました。その後検討会が一定の結論を出し、議長に答申(本頁に記事を掲載)したことから閉会中の十一月十日に議案の審査を行いました。

議員定数は現行の三十人から二人削減し、二十八人とし、次の一般選挙から適用しようとするものです。平成十二年一月定例会に議員四名から提出され、議会運営委員会に審査が付託されました。

委員会では、検討会の議論を踏まえ、定数一人削減の是非などを議案の内容について審査を行つた結果、次のような意見に分かれました。一つは厳しい財政状況下で行政は行政改革に取り組んでおり、議員定数減少条例の一部改正の採決風景

で開会しましたが、勧奨退職者の再就職あつせんをめぐる一般質問に時間を要したことから会期を六日間延長し、十二月二十七日までの二十七日間にわたり審議を行いました。今定例会では九名の議員が一般質問を行つたほか、補正予算、条例一部改正など市長提出の議案十四件を可決し、議員提出の議員定数の減少に関する条例の一部改正議案、決議案一件、意見書提出議案三件を可決し、陳情二件を採択しました。また、十二月十五日に役員改選を行い、議長はじめとする新役員を決定しました。十二月二十

七日の本会議終了後には議会全員協議会を開催し、「第三次鎌倉市総合計画後期実施計画」について報告を受けました。なお、平成十一年度一般会計及び九特別会計の決算認定議案は閉会中継続審査となりました。

2人減らし28人に

議員定数減少条例を改正

12月
定例会

【主な内容】

- 議決した議案 1面
- 議運検討会第六次答申 1面
- 議会役員の改選 1面
- 一般質問・意見書・全協 2・3面
- 議決した議案・決議 4面

【本会議で原案を可決】

本会議では、議会運営委員長の審査結果報告が行われ、これに対する討論に統いて、採決を行つた結果、原案を賛成多数で可決しました。議案に対する賛否の状況は次のとおりです。

【賛成】 鎌倉同志会、市政クラブ、公明党、無所属
【反対】 日本共産党、市政クラブ、ネットワーク・鎌倉、社会民主・市民会議

本議案に賛成であるとするもので、また、もう一つは議員一人当たりの有権者数は県内同規模の市と比較しても多く、現行の定数は妥当と考えられる。厳しい財政状況の中、定数削減の議論があることは承知しているが、議会自らの権能を十分に果たしていくことが重要であり議員報酬の引き下げによる方法も考えられる。定数削減は民主主義を質的にも量的にも後退させると同時に行政に対するチェック機能の低下にもつながる。多岐にわたる市民要望、多様化す

たとしていくことになります。議員報酬の引き下げによる方法も考慮される。定数削減は民主主義を質的にも量的にも後退させると同時に行政に対するチェック機能の低下にもつながる。多岐にわたる市民要望、多様化す

議会の役員を改選

議長・副議長を選出

十二月十五日の本会議において正・副議長の選舉が行われました。これまでの嶋村速夫議長、野島吉郎副議長が辞意を表明したことによると、正・副議長それぞれの辞職許可に続き、選舉が行われた結果、議長に酒井捷允議員(社会民主・市民会議、副議長に児島晃議員(日本共産党)を選出しました。

改選に伴い各常任委員会などの構成にも変更がありました。(四面に一覧を掲載)
【副議長選舉の結果】
酒井捷允議員 十三票
赤松正博議員 十二票
無効票 五票
※年齢は就任時現在です

議長あいさつ

酒井捷允



市議会議員当選六回
副議長、監査委員、文教常任委員長、議会運営委員長などを歴任

(社会民主・市民会議)
扇谷 六十六歳

副議長あいさつ

児島 晃

新しい世紀を迎え、私たちは次の百年へ第一歩を踏み出しました。いかなる未来も今日の積み重ねであり、長期的視野に立ち、着実に進んでいくことが必要です。昨年四月より地方分権一括法が施行され本格的な地方分権の時代が始まりました。まさに自己決定、自己責任の原則に基づく地方公共団体の意思決定が求められています。市民の皆さんの意思を代表する機関として地方議会の責任と役割が一層重みを増していくことは当然のことです。

先の十二月定例会において、議長の職を担うことになりました。次世代、次々世代へと素晴らしい鎌倉を引き継いでいくためにも、議決機関としての使命遂行と住民自治充実のための更なる努力、また、公正円滑な議会運営を心がけて参りますので、市民の皆さんのご理解、ご協力をよろしくお願い申し上げます。



市議会議員当選七回
監査委員、総務、文教各常任委員長などを歴任

(日本共産党鎌倉市議会議員)
材木座 七十歳

地球規模で進む環境汚染や情報社会の進展などに対処するには、常に世界的な観点で考へ、地域から行動していくことが大切です。地方自治体の財政事情は依然として厳しいものがありますが、介護保険の基盤整備やごみ問題などの諸課題の解決は是非國らなければならないと思っています。それらの解決に向かっては、市と市民が協働して取り組むことが決定的に重要です。いうまでもなく地方議会は住民自治の根幹をなすものであり、市議会がこれらの諸課題について主体的に責任ある意思決定を行うことが厳しく求められています。

この度、副議長の職を担うことになりました。市民のみなさんが希望の持てる、明るい鎌倉を作るために、私は議長に協力しながら議会がその責務をしっかりと果たすことができるよう努めて参る所存ですのでどうぞよろしくお願ひいたします。

可決した意見書

議会は地方自治法第99条の規定に基づき地方公共団体の公益に関する事項について意見書を提出することができます。今定例会では以下の3件の意見書を12月27日に可決し、鎌倉市議会として同日付けて国会及び内閣総理大臣ほか関係省庁あて送付しました。

日本自転車振興会に対する交付金制度の見直しを求めるにに関する意見書

競輪施行者は、自転車競技法に基づき競輪事業を実施することにより、地方財政健全化のための財源確保に努めるとともに、日本自転車振興会に対する交付金の支出を通じて、自転車等機械工業の振興や体育事業その他の公益増進に寄与してきたところである。

しかしながら、バブル経済崩壊以降、競輪を取り巻く環境は非常に厳しさを増し、レジャーの多様化や長引く景気の低迷などにより、売上高は年々減少を続けています。こうした中、競輪施行者は、車番投票制度の導入等ファン層の拡大や施設の改善等種々施策を講じ、売り上げ増加に懸念なる努力を重ねるところにも、開催経費の節約・合理化に努めているものの、平成4年度から売り上げに占める割合が大きくなり、収益の悪化を招き、そのため、本事業の本来の使命である地方財政の健全化に寄与することが著しく困難な状況になっています。

よって、国における場合は、競輪施行者が収益を確保し、自転車競技法の目的の達成、とりわけ地方財政健全化に寄与できるよう、次の事項に早急に取り組み、その実現を図られるよう強く要望する。

1 日本自転車振興会に対する交付金制度のうち、1号交付金の使途については、自転車競技制定時の趣旨に基づき、自転車産業の振興に限定し、機械産業関連の振興目的を撤廃すること。また、2号交付金が充てられている体育その他の公益事業については、地方自治・地方分権の趣旨からして、競輪施行者である地方自治体の責任のもと、地域の特性や独自の計画に基づいて実施すべきであり、2号交付金の制度は廃止すること。

2 競輪施行者に対する緊急の救済措置として、収益金が存在しない場合や収益の一定額を確保するため、現在の売上高に見合ひ適正な区分及び比率に改正し、交付金の免除及び軽減する制度に改めること。

リバース・モーゲージ制度の確立を求めるにに関する意見書

近年、ひとり暮らし老人や独居老人夫婦が増加していることもあって、これらの高齢者が住んでいる住宅・土地等の資産を担保にして、高齢者の生活費や介護費等を金融機関や自治体から融資を受け、死亡後、担保となった住宅・土地等を売却して精算するというリバース・モーゲージ（逆住宅・土地ローン）制度が最近、注目を浴びています。

この制度は年金以外の収入がなく、十分な生活費や医療・介護等が得られず困窮している高齢者世帯や、現在以上の生活向上を望む高齢者世帯にとって必要な制度と言える。高齢者が安心して老後の生活を送るために費用を得る手段の一つとして、我が国においても、さらに普及すべき制度である。我が国においては、既にこうした考えに立ったリバース・モーゲージ制度が武蔵野市を始めとして、現在まで17自治体において、金融機関と連携して実施されており、老後の生活の安定と向上に一定の役割を果たしている。

しかしながら、リバース・モーゲージ制度は、住宅・土地等の資産価値の劣化に伴う担保割れ、金利上昇及び長生きの三つのリスクが伴うことから、制度の普及が進んでいない現状にある。

一方、米国においては、1988年に連邦住宅庁による公的保険制度が、1989年には住宅都市開発省による住宅資産転換モーゲージ（HECM）制度が確立され、融資機関や利用者のリスクをカバーする制度が整備され、多くの高齢者に対する融資実績を積んでいます。またフランスにおいても、長命のリスクを保証する保険制度が確立されている。

我が国においても、米国等の仕組み等を学びつつ、リスクを回避するための制度を創設し、高齢者が利用しやすいリバース・モーゲージ制度を早急に確立すべきである。

建築基準法の早期改正を求めるにに関する意見書

鎌倉市の歴史的遺産にとどまらず、我が国にとっても歴史的、文化的に貴重な自然である稲村ガ崎から瀕している。

その最大の要因は、平成6年と平成9年の建築基準法の改正によって、住宅供給の地下部分を床面積の合計の3分の1を限度として容積率を算入しないこととしたこと、共同住宅の廊下または階段の用に供する部分を容積率に算入しないこととしたことにある。この法改正によって、建物の高さ、階数を算定する際の地盤面の設定方法を用いて傾斜地に共同住宅を建設しようとする、これまでより1.8倍の規模のマンションが建設可能となり、事業者にとっては事業の採算性が著しく向上する結果となつた。

良好な市街地環境を確保しながら、ひとりある都市住宅の供給を図るという方針は、都市部の戸建て住宅に住む人々に地下空間を利用できるよう立派な規制緩和であつて、その意味では合理的であると言える。しかし立派な規制緩和を逸脱して、第一種低層居住専用地域に何層もの大規模マンションが出現する現状に対しては、急に歯止めをかける必要があり、これを放置すれば後世に多大な禍根を残すことになる。

低層居住専用地域に建築する共同住宅については、地下部分の容積率緩和措置を適用しない、あるいは斜面地に建築される建築物の規制については地域特性を考慮して大幅にその制定権限を市町村に移譲するなど、建築基準法の早期改正を求めるものである。



斜面緑地に建築されたマンション（近隣市の例）

本市における斜面緑地の開発は、共同住宅については平成10年度以降、四件が建設され、物件が現在計画されています。また、戸建ての分譲地についても、平成10年度以降、完了したもののが六件、工事中のものが六件、現在計画中のものが三件に上がっています。

質問：斜面地が開発の危機に直面している現状を踏まえ、次のような質問を行いました。

今定例会では、斜面地が開発の危機に直面している現状を踏まえ、次のような質問を行いました。

質問：斜面地を利用して共同住宅が建設しやすくなるような建築基準法の改正が行われたと理解している。法改正の経緯を聞きました。

都市部長：平成6年には、良好な市街地環境の確保をしながら、とりある都市住宅の提

供などを図るために地下部分を床面積の合計の三分の一を限度に容積率への不算入とするほか、平成9年には、高齢化の進展に伴う共用施設の充実の必要性などを対応するため、共同住宅のロビーや廊下等の共用施設を容積率へ不算入する改正などがなされました。

質問：斜面地の場合、地下室とは言つても前面部分は開口されている。今まで一階までしか建てられない所でも三分の一が不算入であれば三階まで建設が可能となる。

質問：斜面地の場合は、共用部分が床面積の二割とすると、それが一割ぐらいの比率で共

用部分があれば、当然そういう規模となる。

質問：事業者にとって、事業の採算性が向上したと理解する。

質問：斜面地に建築物を建設するときの平均地盤面の設定方法を聞きたい。

都市部長：その高低差が三倍を超える場合は、その高低差三倍以内との平均の高さにおける水平面が平均地盤面となる。

このとらえ方は、昭和二十五年の建築基準法制定時から同じである。

質問：斜面地に採算性が得られる理由を聞きました。

都市部長：斜面地の許容の範囲

地盤面を採算性が得られる範囲で定めてでも可能となると解説しています。

質問：第一種低層居住専用地域で建築することは可能である。

都市部長：半数以上が第一種低層居住専用地域に、また、全体の三分の一弱くらいが風致地区に該当していると思う。

質問：第一種低層居住専用地域で建築することは可能である。

都市部長：良好な居住環境を有する低層居住地の形成を図ることとして欲しい。

質問：斜面地において、平均地盤面からの高さが土がある地区に該当していると思う。

質問：第一種低層居住専用地域で建築することは可能である。

都市部長：良好な居住環境を有する低層居住地の形成を図ることとして欲しい。

質問：斜面地に建てるべきな風致地区である。

可決した決議

議会は12月27日の本会議において次の決議を行いました。

市議会議員の政治倫理確立に関する決議

昨今、議員活動を取り巻く環境は、政治と金などの問題であっせん利得処罰法の成立・施行や関係法令の改正等から、その政治倫理について一層厳しく問われている。

我々は、このような状況を厳粛に受けとめ、一層の政治倫理確立に努めなければならない。そして、市民に信頼される民主的な市政の発展に寄与し、市民全体の奉仕者としてみずからの役割を深く自覚し、その使命達成に努めることを改めて認識し、以下の諸点について決議するものである。

- こと改めて認識し、以下の要点にて決議するものである。

 - 1 市議会議員（以下、議員）は、市民の厳肅な信託を受けた地位にあることを認識し、市民全体への奉仕者であること。
 - 2 議員は、常に良心に従い、誠実かつ公正に職務を行うこと。
 - 3 議員は、議会制民主主義のもとで諸活動を行い、もって住民の福祉向上に寄与すること。
 - 4 議員の諸活動は公正かつ公明であり、公共性を優先するものであること。
 - 5 議員は、憲法、法律、条例その他関係法令を遵守するとともに、いやしくも市民の批判を受けるような行為は厳に慎むものとすること。

今定例会に市長から一般会計補正予算及び下水道事業特別会計補正予算が提出されました。議会では審議の結果、いずれも総員の賛成で原案を可決しました。

の給与改定などに伴う所要の位置を行なうほか、次のとおりです
総務費：バス利用促進等総合施策事業に係る補助金、旧華頂邸及び旧川喜多邸の修繕に要する経費並びに川喜多記念館建設等基金への積立金の追加。
衛生費：今泉クリーンセンター中継施設化等調査業務委託に要する経費及び生ごみ処理容器購入費助成に要する経費の追加。
農林水産業費：松くい虫立木駆除委託に要する経費の追加。

◇下水道事業特別会計補正予算
また、歳入の内容は、財産入、寄附金及び前年度繰越金追加です。

補正予算は、歳入歳出いず、も一千九百万円を減額するも、補正後の総額は九十八億千二百万円となります。

歳出の内容は次のとおりです。
総務費：職員の給与改定など、伴う職員給与費の減額。
また、歳入の内容は、一般計からの繰入金の減額です。

補正予算を可決

○鎌倉市特別職新酬等審議会例の一部改正

◇市議会において辞職勧告決議が可決されている竹内市長を眞刻やめさせることについての陳情議会では、陳情に述べられて

上の真相究明には限界がある
判断し、議会の会議に付する
とを要しないものとしました。

問責決議を多数で可決

②委員会意思の確定と能率的運営を旨とする二

連
の

編集後記

**正 ○鎌倉市事務分掌条例の一部改
提出されました。**

議会では審議の結果、鎌倉市青少年問題協議会条例の一部改正など三件の議案を総員の賛成で、その他の議案については多数の賛成で原案を可決しました。主な議案の内容と審議内容は、次のとおりです。

講会では、なぜこの時期に構改革を行わなければいけないのか、助役の選任をまず先に述べるべきではないか、財政についての事項が移管される企画部で権限が集中するのではないかなど、さまざまな観点から慎重に審査した結果、多数で原案を可決しました。

議会では、現在、各種使用料が値上げする中で、全体の運営経費のうち市税など一般財源からの充当基準を明確にした上で、必要な受益者負担を求めるべきであるなどの意見がありましたが、賛成多数で原案を可決しました。

うにするものであり、総員の賛成で原案を可決しました。

このほか、鎌倉市青少年問題協議会条例・鎌倉市青年会館の設置及び管理に関する条例等の一部改正の議案を総員の賛成で可決しました。

◇飯島忠義前衆議院議員事後収疑惑の全容解明を求めるについての陳情

◇飯島前衆議院議員の商品券問題に関し、鎌倉市議会の調査求めることについての陳情

両陳情については、平成十九年九月二十一日の本会議で付されしに議論を重ねてきましたが、

陳情2件を採択

員会等の新たな委員構成

委員会名	委 員 (◎委員長 ○副委員長)				
総務常任委員会	◎山下 酒井 清水	玲子 捷允 辰男	○伊藤 野島 鳴村	玲子 吉郎 速夫	前野 正司
文教常任委員会	◎仙田 高橋 松中	みどり 浩司 健治	○濵谷 児島	廣美 晃	大村 貞雄
観光厚生常任委員会	◎岡田 吉岡 福岡	和則 和江 健二	○前田 野村 白倉	陽子 修平 重治	小田嶋敏浩
建設常任委員会	◎赤松 藤田 和田	正博 紀子 猛美	○古屋 本田 助川	嘉廣 達也 邦男	伊東 正博
議会運営委員会	◎和田 藤田 濱谷 本田	猛美 紀子 廣美 達也	○小田嶋敏浩 仙田みどり 古屋 赤松	高橋 浩司 前野 正司 嘉廣 正博	
	※平成12年12月21日に、濱谷廣美委員長の辞任が同意され、和田猛美委員長が選任されました。				
議会報編集委員会	◎藤田 吉岡 濱谷	紀子 和江 廣美	○岡田 高橋	和則 浩司	前田 陽子